

令和8年第10回定例公安委員会会議録

開催日時 令和8年3月26日(木) 午前11時10分～午後2時08分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後1時50分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 笠田委員 杉原委員

警察本部 青山警察本部長 渡邊警務部長 渡邊首席監察官
山柘生活安全部長 細田刑事部長 宮田交通部長
永島警備部長 山本警察学校長 永井情報通信部長
生田警務部参事官

(事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員)

3 議題事項

4 報告事項

○警察行政職員活躍推進施策の実施状況(警務部)

○令和8年春の全国交通安全運動の実施(交通部)

(1) 警察行政職員活躍推進施策の実施状況(警務部)

警察本部

警察行政職員の基本方針に、「意識改革の推進」、「人材育成」、「業務・環境の改善」として3本の柱を立てており、それぞれ個別・具体的施策を推進している。令和7年度中の主な取組として、「意識改革の推進」では、警務部参事官等が幹

部昇任予定者研修など各種研修会や教養の場において、警察行政職員の活躍推進についての教養を行ったり、各研修において職員同士で意見交換をする等により本施策の理解・推進及び意識の浸透を図った。また、機関誌の「警友とっとり」では警察行政職員を紹介し、警察行政職員と警察官の相互の理解を深める取組を行っている。

続いて「人材育成」の取組では、令和8年度定期人事異動において、将来のキャリア形成に役立つよう、将来を見据えた人事配置を行ったほか、若手職員や中堅職員に対する教養を行うなど、各職員の経歴や階級に応じた研修会や実務教養を行っている。採用1年目のフォローアップ研修会、3年目、また、採用8年未満の職員、中堅の職員と、各年代ごとにそれぞれ研修会を開催している。続いて、「業務・環境の改善」では、採用1年目の職員を対象としたメンター制度の推進等によるフォローアップの充実、幹部職員から昇任に向けての意識改革や取組方についての教養等を実施しているところである。これら令和7年度の取組を踏まえ、令和8年度の推進計画を策定したところであり、令和8年度においても基本方針の3本の柱である「意識改革の推進」、「人材育成」、「業務・環境の改善」を、令和7年度に実施した施策を基本としつつ、実施していくこととしているが、新たな取組として、「人材育成」における取組では、県主催の鳥取県職員人材開発センターで実施している研修について、受講率が低調であることから職員への働きかけを強化するとともに、所属の理解も得て積極的な受講を促すよう推進していくこととしている。「業務・環境の改善」における取組では、昇任をイメージしやすくするため、ロールモデルとなる職員や他機関に出向経験のある職員との意見交換会を行うことを検討している。これらの新たな取組を入れつつ、実効性のあるものとなるよう、令和8年度についても施策を実施していくこととしている。

委員

警察官と警察行政職員は県警察の両輪であり、警察行政職員の位置付けについて、研修や昇任を含め、意識改革を行ってこられたとのことであった。鳥取県警察全体にとっても大事な推進計画だと思うので、引き続き、よろしくお願いします。

委員

警察官と警察行政職員が一体となり、鳥取県全体の安全安心を守っていくことは重要なことである。今後も頑張っていたきたい。

委員

警察組織は、警察官だけではなく警察行政職員の専門性に支えられている部分が非常に大きいと思う。今取り組んでいることはすばらしく、今後、職員一人一人が実際にやりがいを持って働ける環境が整っているかという点も大切に、引き続き頑張っていて取り組んでいただきたい。

(2) 令和8年春の全国交通安全運動の実施（交通部）

警察本部

本年4月6日から4月15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施される。本運動は、広く県民に交通安全思想の普及、浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を目的として行われるものである。

運動重点については、「通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保」、「「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上」、「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底」の3点である。期間中の交通安全日として、4月10日が全国一斉の交通事故死ゼロを目指す日、4月15日が鳥取県交通安全対策協議会により定められた、交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日となっており、県警察としては、関係機関と連携して県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図っていく。また、昨年鳥取県交通安全対策協議会が新スローガンを公募の上、審査した結果、鳥取県交通安全スローガンが「ゆずりあう あなたの気持ちが 事故減らす」に決定した。このスローガンは、令和8年度から令和12年度までの5年間、交通安全ポスター等の各種広報に使用されることとなっている。次に、期間中の主な行事予定について、各警察署においては、出発式等が予定されており、運動日の前日である4月5日に、境港警察署が水木しげるロードで妖怪着ぐるみと一緒に交通安全啓発パレードを実施する。また、運動初日である4月6日には、鳥取警察署、倉吉警察署、琴浦大山警察署が、運動の開始式を実施し、米子警察署は米子市公会堂で交通安全運動推進式を実施する。

次に、運動重点に沿った取組として、「通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保」関係では、鳥取警察署が小学校の入学式に併せ、鳥取警察署マスコットキャラクター「ラクピー」とともに、新入生及び保護者に対して反射材等を配布し、交通事故防止について広報を実施する。「「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上」関係では、米子警察署が一斉横断歩道ストップキャンペーンと銘打って、管内の全小学校の通学路に警察官を配置し、登校児童の横断指導及びドライバーに対する「横断歩道は歩行者が優先であること」の広報啓発を行う。ながらスマホについても、道の駅、商業施設等で自動車あるいは自転車の利用者等に対して運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性についての広報啓発を行う。「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底」関係では、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に自転車利用者に対する指導取締りを実施する。運動期間中は、既に自転車に対する交通反則通告制度が適応されていることから、引き続き、制度の周知を図っていく。

委員

新学期が始まる時期である。子どもの安全、交通死亡事故ゼロは必達であり、重点取組に書いてあるように、通学路・生活道路における、子どもを始めとする歩行者の安全確保をしっかりと行ってもらいたい。また、自転車に対する交通反則通告制度も始まる。広報に当たっては、あくまでも交通事故防止が目的であり、自転車が交通ルールを守ることにより交通事故防止、交通死亡事故防止につながるというメッセージを発信していただきたい。

以前は歩行者優先の意識が薄かったが、信号機のない横断歩道でも車が停まるようになったと感じる。県警察をはじめとした広報のおかげで、そういう社会になりつつあり、大変有り難く思っている。新年度の交通安全運動が、子どもを始めとする県民の安全安心につながる運動期間になればと思っている。

委員

4月から自転車に対する交通反則通告制度が始まり、今回の運動期間は大変重要な期間だと感じる。県警察の力を集結し、交通安全のマナーを徹底していただけるよう、しっかりと活動を行ってほしい。引き続き、よろしく願います。

委員

新学期がはじまり、慣れない道を通勤・通学される方が増える時期で、交通安全運動の実施は本当に有り難いことだと感じている。子どもたちの安全確保が最優先だと思っており、米子警察署が管内の全小学校の通学路に警察官を配置する取組について、有り難いと感じた。4月1日からは、自転車の交通反則通告制度が始まる。新しいルールを十分に伝えられるように工夫していただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

2 聴聞

3 事前説明

犯罪被害者等早期援助団体からの令和8年度事業計画等の提出

4 報告事項

公益通報の受理

5 決裁

犯罪被害給付金の裁定について

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。